

新宿区教育委員会会議録

平成22年第2回臨時会

平成22年3月26日

新宿区教育委員会

平成22年第2回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成22年3月26日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時50分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	白 井 裕 子	委員長職務代理者	羽 原 清 雅
委 員	松 尾 厚	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	菊 池 俊 之	教 育 長	石 崎 洋 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 柳 俊 彦	参 事	竹 若 世 志 子
		教 育 政 策 課 長	
		事 務 取 扱	
教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫	学 校 運 営 課 長	齊 藤 正 之

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 査	安 川 正 紀
		管 理 係 主	
教育政策課管理係	岩 崎 鉄 次 郎		

議事日程

議案

- 日程第 1 議案第 1 2 号 新宿区教育委員会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 2 議案第 1 3 号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 日程第 3 議案第 1 4 号 新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 4 議案第 1 5 号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 5 議案第 1 6 号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 6 議案第 1 7 号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 7 議案第 1 8 号 新宿区義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 8 議案第 1 9 号 新宿区教育委員会事務局に勤務する指導主事の旅費支給規則の一部を改正する規則
- 日程第 9 議案第 2 0 号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 1 0 議案第 2 1 号 新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則

報告

- 1 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件の執行について（教育政策課長）
- 2 平成 2 2 年第 1 回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 3 平成 2 3 年度使用教科用図書採択について（教育指導課長）
- 4 その他

開 会

白井委員長 ただいまから平成22年新宿区教育委員会第2回臨時会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、松尾委員にお願いします。

議案第12号 新宿区教育委員会会議規則の一部を改正する条例

議案第13号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

議案第14号 新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

議案第15号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

議案第16号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改
正する規則

議案第17号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正す
る規則

議案第18号 新宿区義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する
規則

議案第19号 新宿区教育委員会事務局に勤務する指導主事の旅費支給規則の
一部を改正する規則

議案第20号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を
改正する規則

議案第21号 新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則

白井委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第12号 新宿区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」、「日程第2 議案第13号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」、「日程第3 議案第14号 新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第4 議案第15号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第5 議案第16号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第6 議案第17号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当

に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第7 議案第18号 新宿区義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第8 議案第19号 新宿区教育委員会事務局に勤務する指導主事の旅費支給規則の一部を改正する規則」、「日程第9 議案第20号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第10 議案第21号 新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則」を議題とします。

説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 では、第12号議案から第21号議案について御説明いたします。

第12号議案の新宿区教育委員会会議規則の一部を改正する規則ですが、委員長選挙の投票において、再投票でもなお当選者が決まらない場合に、くじで当選者を決めることを加えるとともに、職務代理者の任期を1年とし、委員長の任期にそろえるように改めたこと、また任期内に委員長の変更がある場合には、職務代理者の任期は次の委員長が就任するときまでとしたこと、また現在の職務代理者の任期は1年となり、平成22年4月2日までとなることから、次の委員長が就任するときまでとする特例を附則で定めたこととございます。

施行日は、平成22年4月1日です。

次に、第13号議案の新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則ですが、学校情報化の推進に関する事務で、既に統括指導主事が従事しておりますが、教育政策課に配置することとするものです。

施行日は、平成22年4月1日です。

次に、第14号議案の新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則ですが、西戸山第二中学校の第1学年の学級編制が困難となったため、西戸山第二中学校通学区域において、平成22年度における就学予定者及び転入等で就学すべき学校を指定する必要があるとございますが、西戸山中学校を指定するものです。

施行日は、平成22年3月27日とするものです。

次に、第15号議案の新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則ですが、第1に妊娠初期休暇について日を単位として取得できるようにし、第2に子の看護のための休暇の取得事由を予防接種や健康診断受診にも取得できることとし、また子どもが2人以上の場合には10日とし、第3に男性職員に新たに育児休暇を取得することとし、その期間、日数、手続について定め、第4には適用開始の時期について定め、第5に文言整理及び今回の一部改正による必要とされる規定の整備を行うものです。

施行日は、平成22年4月1日です。

次に、第16号議案の新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則ですが、第1に病気休暇に係る給与の支給期間について、国、他の自治体との制度の均衡を図るため180日から90日と改めるものです。第2に超過勤務の勤務の区分と割合の記載について、国、他自治体と同じ記載に改めるものです。第3に月60時間以上の超過勤務から除く日について、月曜から金曜日までの勤務の形態と交代勤務の形態とに分け、それぞれ日曜日、日曜日に相当する日を規定しているものでございます。第4に今回の改正に伴う必要とされる規定の整備を行うものです。

施行日は、平成22年4月1日です。

第17号議案の新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則ですが、これにつきましては平成22年度の勤勉手当の総額支給月数について、既に平成21年11月に一部改正しておりますが、それに伴い規則の成績率に係る規定部分について、勤勉手当の支給月数の改正をするものです。

施行日は、平成22年4月1日です。

第18号議案の新宿区義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則ですが、幼稚園教育職員の特別手当の上限について7,900円を超えない範囲から5,900円を超えない範囲に給与条例を一部改正したことに伴い、給料表の各級各号に対応した手当額を定めるものです。

施行日は、平成22年4月1日です。

第19号議案の新宿区教育委員会事務局に勤務する指導主事の旅費支給規則の一部を改正する規則ですが、東京都条例である学校職員給与条例の改正により、小・中学校教育職員給料表と高等学校等教育職員給料表が統合され、かつ職層に応じた体系となったことに伴い、行政職給料表の各級に対応した職層による級別に改めるものです。

施行日は、公布の日からです。

第20号議案の新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則ですが、非常勤職員の職の新設、廃止及び報酬額の改定に伴い、報酬の額を定める別表を改正するものです。第1に医療ケアを充実するための特別支援学校看護師、中学生を対象とする肢体不自由児等補助員乙、6時間勤務する延長保育補助員を新設します。第2に愛日幼稚園が子ども園となることにより、中町保育園に合わせて加算していた幼稚園内科医甲について廃止するものです。第3に一般職員の給料表をベースとしている非常勤職員の報酬額につ

いて0.38%を減額改定に合わせて減額するものです。

なお、新旧対照表において、一般保育補助員などの報酬額が増額となっておりますが、これは臨時職員から非常勤職員に移行した関係から、その報酬額について一般職員の給料表をベースに算定するための調整を17年度から段階的に行っているものです。

施行日は、平成22年4月1日です。

最後に、第21号議案の新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則ですが、財団法人新宿区生涯学習財団が、財団法人新宿文化・国際交流財団の事業を統合し、本年4月1日から新たに公益財団法人新宿未来創造財団となることに伴い、別表中の講堂に関する利用にかかわる利用料金の同法人の利用料金免除規定の部分を改正するものです。

施行日は、平成22年4月1日です。

なお、新旧対照表については説明を省略させていただきました。

以上です。

白井委員長 説明が終わりました。

議案第12号について御意見、御質問をどうぞ。

特にありませんか。

特に御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終了いたします。

議案第12号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第13号について御意見、御質問をどうぞ。

御意見、御質問ありませんでしょうか。

特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第13号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第13号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第14号について御意見、御質問をどうぞ。

御意見、御質問ありませんでしょうか。

特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

議案第14号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第14号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第15号について御意見、御質問をどうぞ。

御意見、御質問はありませんでしょうか。

特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第15号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第15号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第16号について御意見、御質問をどうぞ。

御意見、御質問ありませんでしょうか。

特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第16号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第16号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第17号について御意見、御質問をどうぞ。

御意見、御質問いかがでしょうか。

特に御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終了いたします。

議案第17号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第17号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第18号について御意見、御質問をどうぞ。

松尾委員 手元にあります規則で、これは施行日についての附則が抜けているように思うのですが。

教育政策課長 すみません、お手元に配付した資料に一部誤りがあって申しわけございませんでした。本文の規則の改正を、別表を次のように改めるで、別表がついた上で、最後に附則が平成22年4月1日から施行するとつくものです。訂正させていただきます。よろしくお願いたします。

白井委員長 では、18号議案は、この改正案の表の施行日を入れた規則改正ということで、議決をいただくということよろしいですか。

ほかに御意見、御質問ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第18号の原案に施行期日、附則を入れた上で決定するということがよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第18号は修正の上、決定いたしました。

次に、議案第19号について御意見、御質問をどうぞ。

御意見、御質問よろしいでしょうか。

特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

議案第19号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第19号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第20号について御意見、御質問をどうぞ。

御意見、御質問はよろしいでしょうか。

特に御意見、御質問がなさそうですので、討論及び質疑を終了いたします。

議案第20号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第20号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第21号について御意見、御質問をどうぞ。

よろしいでしょうか。

特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第21号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第21号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

報告 1 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件の執行について

報告 2 平成 2 2 年第 1 回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

報告 3 平成 2 3 年度使用教科用図書採択について

白井委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

教育政策課長 私から、新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件の執行をしたことを御報告させていただきます。報告の1でございます。臨時代理の指示を受けた内容は、平成22年第1回新宿区議会定例会の議決を経るべき事案として、公の施設の指定管理者の指定を2件決定することでしたが、ただし書きもついておりました。これにつきましては、東京都公益認定等審査会の本審査において公益認定を可とする審査結果が出ました結果、平成22年3月16日に成就しておりますので、これを新宿区議会定例会の議決を経るべき事案として決定したものでございます。

臨時代理を行った日は、平成22年3月17日でございます。

内容については、それぞれ別紙1、2がついておりますので、ご覧いただきたいと思えます。

以上です。

白井委員長 続いて、報告2、3を一括して説明を受けてから質疑のほうに入りたいと思えます。

では、報告2について。

次長 それでは、第1回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨を御報告させていただきます。

今回の第1回の定例会におきましては、15件の質問がございました。そのうち、4点ほど御紹介したいと思います。

最初に、3ページをご覧いただきたいと思えます。

新宿区議会公明党の代表質問でございますが、子ども園について、幼稚園舎の活用や入所要件の緩和などによる子ども園化を進め、待機児解消と幼保連携・一元化の理念を早急に実現すべきではないかという御質問でございます。

教育長答弁ですが、新宿区の子ども園に関する取り組みは、東京都のみならず、全国的に見ても先駆的、先見的であったと受けとめている。その一方、区立幼稚園では学級編制基準に満たないため、休園、休学級する園があり、保育園においては毎年待機児童が発生するなど、就学前児童を対象とした施設の受け入れに偏りが生じている。

今後は幼稚園という枠にとらわれず、保護者ニーズに適応した園舎の活用や小学校との併設を生かした保幼小の連携を進めていくとともに、地域の保育園と幼稚園が連携し互いの機能を補完する形の分園型の子ども園など、保護者ニーズに柔軟に対応できる多様なスタイルの子ども園を考えていくという答弁でございます。

続きまして、6ページをご覧いただきたいと思います。

4番の図書館構想でございます。

質問でございますが、メディア機能を含めた新中央図書館のあり方について、具体的にどのようなイメージを持って諮問したのか、またメディアセンター機能としてどのようなものを想定し、新中央図書館との関係でどのように位置づけようとしているのかという御質問でございます。

これにつきましては、区長の答弁でございます。

情報化時代を迎え、これからの図書館には従来の本の貸し出しを中心としたサービスにとどまらず、インターネットや映像、コミック、行政資料など多様なメディアに対応したサービスが求められている。このような状況を踏まえ、多様なメディアを収集、保管、活用して区民に必要な情報を提供していく仕組みをメディアセンター機能として、基本計画策定委員会に諮問した。メディアセンター機能としては、図書館の資料を活用していく仕組みに加え、インターネットを活用して映像や区の行政資料を区民に提供する情報センターとしての機能、区の公文書を保存公開するための公文書館機能などがあると考えている。新中央図書館とメディアセンター機能との関係については、策定委員会での議論を踏まえ、今後教育委員会とともに検討していくと、このような答弁でございました。

続きまして、9ページをご覧いただきたいと思います。

日本共産党からの質問でございます。1番の牛込地区学校適正配置ということで、教育委員会は、PTAの合意のない統合協議会設置をやめ、牛込地区適正配置計画については白紙に戻すべきという質問でございます。

回答ですが、教育長の答弁でございます。

教育委員会では、牛込地区学校適正配置に取り組むに当たり、新たな試みとして牛込地区学校適正配置に関する懇談会を開催し、まとめられた意見を参考にしながら進めてきました。昨年度は、江戸川小学校が統合やむなし、津久戸小学校は統合に反対という結論が出されるとともに、PTAに負担がかかっているとの御指摘もあり、今年度は教育委員会が主催の説明会を重ねてきた。しかし、江戸川小学校の来年度入学予定者数の減少傾向がとまらないことや、不確かな情報による地域の混乱を避けるため、11月に統合協議会設置のお願いを津久戸小学校の保護者にお知らせして意見集約を行った上で、12月の教育委員会において統合協議会の設置を決定した。ただし、これまでの統合協議会とは異なり、両校保護者の合意がない中での設置となるので、初めに適正配置の必要性について、統合協議会の中で共通理解を

図った上で進めたいと考えている。また、統合協議会で協議された内容を正確な情報として、保護者や地域の方に伝えていく。教育委員会としては、よりよい教育環境の実現を目指して、統合協議会で十分に御意見を伺いながら、共通理解を持っていただけるよう意を尽くしていくという答弁でございます。

続きまして、最後は15ページをご覧いただきたいと思います。

新宿区議会花マルクラブからの質問でございます。1番としまして、教育委員会の活性化ということで、条例を制定して6人体制となり、どのように活性化したのかという御質問でございます。

教育長答弁の一番下から2行目から読み上げます。教育委員が6人となった現在、保護者の身分を有する委員が新たに加わり、より一層多様な分野における識見を反映した意見が活発に出されている。例えば、教育ビジョン策定等において貴重な意見を数多くいただいたり、また学校訪問、学校の研究発表、中学校生徒会役員交流会などの際にも活発な意見交換が行われている。従前にもまして、教育委員会のさまざまな意見が教育行政に反映されており、教育行政の一層の充実と教育委員会の活性化が図られ、区民の期待に十分こたえていると考えている、このような答弁でございました。

以上、第1回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨につきまして、御報告いたします。

教育指導課長 私からは、報告3につきまして御報告申し上げます。

平成23年度使用教科用図書採択につきましての御報告でございます。

まず、その前に、昨年度につきましては小学校の教科書採択をしていただきました。また、今年度につきましては、中学校の教科書採択をしていただいたところでございます。法にのっとりすると、4年間は同じ教科書を使うということでございますので、本来であれば4年後にまた大きな採択をお願いするところでございますけれども、実は平成23年度より小学校で新学習指導要領に基づく教育が完全実施となるのに当たりまして、教科書会社が新たに教科書を作成し、文部科学省で検定を行いましたので、大変イレギュラーではございますけれども、次年度また小学校の採択をお願いしなければなりません。

また、先のことでございますけれども、その翌年には中学校の採択をお願いするということで、4年連続、大きな採択をしていただくということでございます。なお、次年度の教科書は各社ともに全面改訂をしているものと思われますので、皆様におかれましては1からまた教科書に目を通していただくということで、大変恐縮でございますが、何とぞよろしくお願いした

いと思います。

本日の資料でございますけれども、まず1枚目、大きな流れを示させていただいております、その後、教科用図書要綱、そして小学校の細目、そして日程、そしてその後で一般図書の要綱、そして日程という形でとじさせていただいております。

それで、一番上の報告3と書いてあるこのペーパーを使いまして、再度御説明申し上げたいと思います。菊池委員以外、皆様は何度も御経験いただいているところではございますけれども、再度確認させていただきたいと思います。

教育委員会では、5月7日の定例教育委員会の日に私ども事務局で審議委員、あるいは調査委員の方々の委嘱を済ませておきまして、その御報告を申し上げたいと思っております。

そして、その審議会に対しまして5月11日を予定しておりますけれども、教育委員会から、具体的には教育長から審議委員会に諮問をしていただきます。そして、審議委員会では要綱にのっとりまして、本区の場合には調査委員会と書いてございますけれども、各教科の専門家の観点で教科調査委員会が各教科書について調査をいたします。

一方、右下に学校というものがございまして、各学校にも調査を依頼いたしまして、そして、その調査の報告を上げてもらうという流れになってございます。大体、これが5月中旬から6月下旬にかけてということになります。そして、調査委員会からの報告、学校からの報告が上がってきたならば、審議委員会では6月下旬から7月上旬にかけて再度審議いたしまして、教育委員会に答申をいたします。この答申につきましては、日程の案といたしましては、7月1日に一般図書の審議結果を御報告申し上げたいと思っております。

また、7月16日には臨時教育委員会をお願いいたしまして、このときに小学校の審議委員会からの報告を受けたいと思っております。

そして、その後でございますが、7月21、23、28、30と4日間、一応これは予備ということも含めまして委員の皆様方のご審議をしていただく日程を組ませていただいております。皆様方の御審議の進捗状況によりまして、この予備の回数が若干減ることもあるかもしれないといったところでございます。そして、8月の定例教育委員会で小学校の教科用図書の採択をお願いしたいと思っております。

なお、いずれにいたしましてもまた4月以降、順次御報告申し上げたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

白井委員長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問がある方はどうぞ。

報告1について、御意見、御質問はよろしいでしょうか。

特に御質問がなければ、報告2について、御意見、御質問がある方はどうぞ。

熊谷委員 せっかくですから、1つ。今、全国的に保育園の待機児童が大きな問題になって
ます。新宿区の場合は、どんな状況ですか。もしわかったら。

学校運営課長 今年度、直近で申し上げますと、2月1日時点での待機児童数を保育課から
ちょうだいしております。その中で申し上げますと、公私立合わせまして224名というよう
な状況でございます。例年、新宿区では4月時点での待機児童ゼロを目指して取り組みをし
てきているところですが、今年度久しぶりに200名を年度末において記録するというような
状況になっているところでございます。

白井委員長 よろしいですか。

熊谷委員 はい。

白井委員長 ほかに御意見、御質問等がありますか。

羽原委員長職務代理者 先日、戸山小学校の卒業式で、あそこは幼稚園が今年は休園です。
その事情を聞いたら、近くに幼稚園は3つあって、3年行けると。だからそちらへ行ってし
まうと。戸山幼稚園は2年間だから途中で変わるわけにいかないから、3歳からそっちへ皆
行ってしまふ、非常に残念だという話をしていたんですが、これは仕方がないのかもしれ
ないけれども、可能ならどちらかといえば公立のほうが安いわけだし、条件整備が整うな
ら、なるべく地域ニーズに沿うようなことがいいのではないかと思います。

学校運営課長 確かに、22年度の戸山幼稚園に関しましては4歳児の学級編制ができないと
いう状況で、今、周辺の幼稚園においては3歳児からの3歳児園ということで保育を行っ
ているわけでございますが、新宿区全体で申し上げますと、今回3歳児園が13園あるうち7園
においては抽せんを行って、残りの6園は抽せんを行っていないというような状況がござい
ます。3歳児保育に対する需要というのは、確かに保護者からもご要望等ございますが、区
といたしましては、区内全体で3歳児保育が既に満杯ということのとらえ方ではなく、地域
偏在があるのだらうなととらえていますので、その辺のところも先ほど子ども園化のお話が
ございましたが、そういったところも含めて検討してまいりたいと考えているところでござ
います。

羽原委員長職務代理者 子ども園は確かに必要だし、ただ、これが非常にピッチが上がって
ないということで、やっていることはきちんとやっているけれども、ニーズに対応していな

い。13園でやっているから、それにゆとりがあるからということだけれども、13園の配置ぐあいとか、小学生でさえ学区域云々という問題があるのに、幼稚園の子どもを自転車に乗せてお母さんが何十分も走って送る、こういうことは必ずしも感心はしない。だから、今の説明はわかってはいる。わかってはいるけれども、わからない。責任を問うているのではないけれども、実態にそぐうような工夫をもっと、全体としてそういうところに力を入れてほしい。一工夫すれば、できないわけではない話だと思います。ぜひ、細やかさという点でいえば、その方向へ行ってほしい。ぜひ区長にもお伝えください。

学校運営課長 なかなか子ども園の件につきましても、計画の3園目以降のお話もまださせていただけないというか、具体的にないような状況でございます。そのピッチを上げるということに関しましては、既存の施設を活用して、できる限り新しいものを中身として子ども園というしっかりとした考えのもとに行うということで、建物等は既存のものをできる限り有効活用した、こういった子ども園づくりをぜひ進めていきたいと思っております。

そうした中で、今実態にそぐわない部分も出てきているということは、私どもも十分理解しております。ぜひ、そういった点の改善に向けて、区長部局とともに取り組んでまいりたいと考えます。ありがとうございます。

白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

報告2について、よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、次に報告3について御意見、御質問がある方はどうぞ。松尾委員 例年どおりの流れだと思いますが、審議委員会の審議結果の報告をその委員会で伺いまして、それを参考といたしまして決定をして採決に至るという流れですが、この審議委員会の審議内容につきまして、できるだけ参考になるような形で、審議がまとまっていると決定に向けて決定のプロセスがスムーズに進むと思うのですが、それにはやはりこの調査委員会、学校、審議委員会、教育委員会にかかる前の段階できちんとしっかりとした議論がなされ、しっかりした報告がまとまっているということが肝要かと思えます。その部分については、どのようにしてまとめていくのでしょうか。

教育指導課長 今の委員の御指摘は、今年度の経験を踏まえながら、より一層皆様方で御検討していただきやすいような資料を提出してほしいという、そんな御依頼を込めた御質問だと受けとめております。

皆様方に御検討いただくに当たっては、学校教員が一体どんな受けとめをして、どんなニーズを持っているかということ。それともう一つは、教科の専門家としての観点から、教科

ごとの調査委員会でどのような判断をしているのかということ適切に上げるということが、本当に皆様方の参考になると思います。そのような観点で、審議委員会においても本当に皆様方にお選びいただきやすいような資料をつくってまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、4月以降委員を選定して、そして資料作成に取りかかりますので、若干お時間をいただきますけれども、今年度皆様方で御議論していただいたときの議事録も私どもは再度、事務局で読み直しまして、どういったところの御意見をちょうだいしたのか、御質問いただいたのかという観点で、再度確認して資料づくりに努めたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

羽原委員長職務代理者 僕は現場の先生の声が入ってくること、これは非常にいいと思うし、またもう一つの段階で専門家、経験のある方たちの意見があり、2段階で信頼できる、質問してもほぼ即答で、いい回答で教えてもらっているという意味で、新宿区の仕組みはいいと思っています。

1つは、学校における事務処理の省力化の報告で、教科書採択に伴う仕事が大変という数字が若干出ていたけれども、これは年間の基本であるから、これは余り省力化をしないで、よく説明して協力していただきたいと思います。

もう一つ、この前もお願いしてそのままになったかと思うのですが、杉並区あるいはこの間の横浜市、こういうトラブルとなったケースの背景というか、新聞では読んではいらるんですが、もう少し内情的なこと、つまり、ここではそういうことはないと確信しますが、一たび何かあったとき、やはり背景というものはどうしても必要だと思うので踏まえたいと思いますので、できれば非公式にお話ししていただければと希望しておきます。

以上です。

教育指導課長 今、2点お話をちょうだいいたしました。

1点目につきましては、まさに教員にとっての本来業務の一つ、そしてまた今後10年、本当に中心で使うという意味合いでの教科書でございますので、委員御指摘のとおり、これについては十分な御協力をいただきたいと思っております。

2点目につきましては、以前に確かにそういうようなご質問をいただきましたので、私どもは早急に情報収集に努めていきたいと思っております。

白井委員長 ほかに御意見、御質問等ありますでしょうか。

松尾委員 先ほど、教育指導課長から昨年の議事録を参考にしてやってくださるということで、大変心強く思っておりますが、その中で1つだけ特にお願ひしたいのは、東京都の作成

した資料を引用されまして、その図の豊富さ等について報告があったと思いますが、それに関しましては、東京都がどういう基準でどういう判断をしてそういう資料を作成しているのかということが、よく理解できなかつたところでありますので、判断材料としてそれをもし使っていくということであれば、それについては新宿区としてのもっと明確な基準での資料づくりを、できればお願いしたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

教育指導課長 今の点につきましては、私ども事務局の御説明不足もあったかと思えます。相当な冊数の教科書について、正直言いまして、写真の点数何点、挿絵の点数何点等々について詳細に数えるということは、実は1つの自治体では本当に不可能に近い数値でございます。これを東京都で、実はどういう形でどういうメンバーをそろえているかというのは一切秘密になってございますけれども、全都の中から選ばれた人間によって、本当に限られた時間の中で調査をいたします。実際に見本本が来るのが、東京都と私どもが同じでございます。4月末から5月上旬でございます。そして私ども区市が活用するためには、大体4月末から約1カ月の中でほとんど寝ずの状態の中で東京都は全教科書を目にしながら調査をしているのが実態でありまして、正直言いまして、それは各区市ともに一つの客観的なデータとして今まで使わせていただいたという経過はございます。

ただし、いずれにいたしましても、今後もしそれを次年度、皆様方に御提供する場合には、どういう指示でつくられているものであるということ、そしてその内容はこうであるという、そんな御説明も次年度につきましては丁寧にさせていただきたいと思えます。

やはり今現在それ以上の調査、それを越す調査をすることは、人手の問題と能力の問題からしたときに、大変難しいところであるという認識は持っております。お答えになっていないのでございますけれども、東京都は本当にすぐれた調査をしておりますので、もし私どもがお示した資料が、東京都の資料が適切に使えると御判断された場合には、ぜひお使いいただくとありがたいと思えます。

松尾委員 もう少し正確な言い方をしますと、その図表の数というものは、単純に数があればよいのかというと、必ずしもそうではありません。効果的な図表の使い方がなされているかということも、大変重要なポイントかと思うわけです。そのあたりの数値化することは非常に難しいかもわかりませんが、単純に数をもって何かの資料とするというのは、僕は適切だと思わない。ですから、そのあたりの同じ数でも効果的に使われているかどうかということところがしっかり判断できるような、そんな資料の使い方にしていきたいと思えますので、できる限りぜひよろしくお願いしたいと思えます。

教育指導課長 今回の委員の御指摘は、本当に適切だと思います。よく言う話で、例えば昨年
も大変御議論いただきました歴史を例にとりますと、歴史上の人物、あるいは事項がたくさん
載っているという数を数えたデータもございます。多いのがいいのか。これは相当な知識
を身につけるといった点では、多ければ多いほうが良いという判断にもなるでしょうし、し
かしながら多過ぎると消化不良になってしまって、何でそういう歴史上の出来事が起きたの
かと考えさせるようなページになっているかという、そうとは言えないという判断にもな
ろうと思います。

というように、本当に御指摘のとおりで、数だけでは判断できないところだと思います。
そういった点では、またその場その場に応じた資料を御提示いたしますので、いや、これは
数の問題ではない、内容で勝負したいという御議論も本当にありがたい議論だと思いますし、
いや、これは数が有効ではないかと御判断された場合には、そのような御議論をいただくの
がよろしいと思いますし、ぜひまた的確な皆様方の御意見を賜ればありがたいなと思ってお
ります。ありがとうございます。

白井委員長 ほかに御意見、御質問とかありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

報告4 その他

白井委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、本日の日程で報告4、その他となっていま
すが、事務局から何か報告はありますか。

教育政策課長 特に報告はございません。

白井委員長 報告事項は、以上で終了いたします。

閉 会

白井委員長 以上で、本日の教育委員会は閉会といたします。

お疲れさまでした。

午後 2時50分閉会